

2011（平成23）年度 法学既修者入学試験問題

民法

（120分，総点150点）

**試験開始の指示があるまで開かないこと**

**注意**

1. 問題冊子は，表紙をふくめて4ページで，問題は3問ある。
2. 解答用紙は3枚配布する。解答は解答用紙に記入し，解答の末尾には，「以上」と明記すること。また，用紙が不足した場合には，追加の用紙を配布するので，挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として，白紙を1枚配布する。ただし，下書き用紙の提出は認めないので，必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号，氏名記入は，監督者の指示によること。また，「管理番号」欄は，大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には，応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお，試験中の発病等やむを得ない場合には，挙手により監督者に知らせ，その指示に従うこと。
7. 試験終了後は，監督者の指示があるまで，各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は，各自で持ち帰ること。

第1問

AはBから3000万円を借り入れ、その担保として父Cの所有する甲土地（時価5000万円）にCを代理して抵当権を設定した（登記済み）。ところが、実際にはCはAにそのような代理権を与えておらず、また、それ以前にAに何らかの代理権を与えたこともなかった。Cはこの抵当権設定契約を追認も追認拒絶もしないまま死亡し、Aが単独で相続した。

以下の(1)、(2)について、論拠を示して答えなさい。

(1) Aは本人の地位にもとづいてこの抵当権設定契約の追認を拒絶することができるだろうか。契約当時、相手方Bが、Aには代理権がないことを知っていた場合はどうか。

(25点)

(2) この抵当権設定契約が有効なものとして確定したとする。その後、Aは甲土地を事情を知らないDに賃貸し、Dは家屋を建築して居住を始めた。Bは、抵当権実行前に、Dに対して建物を収去して土地を明け渡すように請求することができるだろうか。(25点)

## 第2問

Xは、平成19年4月1日、Aとの間で、A所有の甲建物を、月額賃料30万円、賃貸借期間同日から3年間、敷金200万円とする賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）を締結し、同日、甲建物の引渡しを受け、甲建物において喫茶店を始めた。

その後、事業に失敗し、経済的に困窮してきたAは、甲建物を売却することとしたが、Xから支払われる賃料を今後の生活のための収入としたいと考えていた。

そして、Aは、平成20年3月31日、Yに対し、甲建物を代金5000万円で売却したが、その際、AとYは、本件賃貸借契約における賃貸人の地位はAに留保する旨合意した。

以上の事実関係をもとに、以下の各場合について論じなさい。

(1) 平成20年4月以降、Xに対して甲建物の賃料を請求することができるのは誰か。

(25点)

(2) 喫茶店経営があまりうまくいかなかったXは、本件賃貸借契約を更新しないこととし、本件賃貸借契約は契約期間が満了し終了した。

この場合、Xは、本件賃貸借契約に関して差し入れていた敷金の返還を誰に求めることができるか。(15点) また、甲建物の明渡しを求められた場合、Xは、これを拒むことができるか。(10点)

第3問

X1 と X2 は夫婦である。Xらは、女性 A を代理母とする代理出産(X1 の精子と X2 の卵子を用いた受精卵を A の子宮内に移植し、懐胎し出産してもらう方法)を試みることとし、A およびその夫 B との間で有償の代理出産契約を締結した。この契約に基づき、A は C を出産した。

この場合に、C の法律上の母は誰であるかを論じなさい。(50 点)